

(平成23年5月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係

1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 12 月 1 日から 44 年 9 月 1 日まで
A社に昭和 40 年 3 月から 46 年 3 月まで継続して勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは、勤務期間及び勤務形態の特定はできないものの、元事業主の妻の証言及び申立人の具体的な申述内容により推認できる。

しかしながら、当該事業所は、関連資料を保管しておらず、申立人の申立期間当時の厚生年金保険の適用状況について確認することができない旨証言しているところ、同事業所に勤務していた申立人の夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和 40 年 12 月 1 日にその夫の健康保険の被扶養者となっていることが確認でき、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の健康保険被保険者証が同年 12 月 4 日付けで返納されていることが確認できる。

また、前述の申立人の被保険者原票によると、申立人は、昭和 40 年 12 月 1 日に被保険者資格を喪失し、44 年 9 月 1 日に当該事業所において新たに健康保険整理番号が付番され、被保険者資格を再取得していることが確認できる。

さらに、申立期間において健康保険整理番号に欠番は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。